



田中のりこの議会速報(地域限定版)



QRコードはこちら facebook

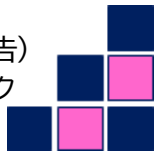


HP



ブログ

- 発行 きさらづ市民ネットワーク
2021年9月7日(9月2日質問の報告)
- ◆ 問い合わせ先 きさらづ市民ネットワーク
MAIL n-kisarazu@jcom.zaq.ne.jp



熱海の災害を教訓に 防災面から検証

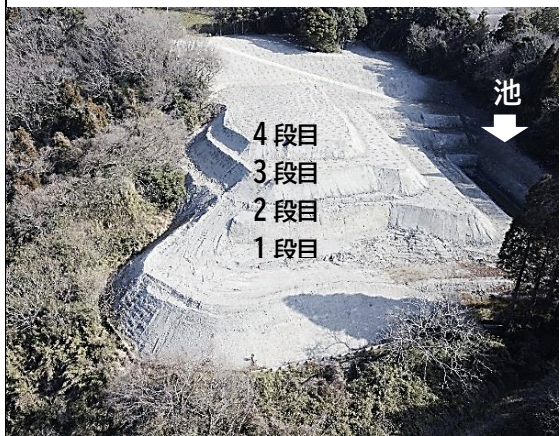
市の関係課で連携、今年度より強化中
県所管の案件も防災面で定期的な把握
防災ハザードマップに掲載検討
↓開発放置状態の危険箇所も
少なくとも10年 熱海の災害を教訓に
行政指導のわかる書類の保存期間変更
宅地造成工事規制区域の地図見やすく

市の許可が必要な
宅地造成工事規制区域だったとは
議会で質問しこれから何がかわる

知らなかった まさか 上烏田も

伐採届、終わったら状況報告書も提出
開発する前に届出や許可申請
・林地開発行為の届出または許可申請
・残土条例の許可申請
・宅地造成工事規制区域の許可申請 等
災害の防止などの基準をクリアするが
市や県は行政指導

上烏田の小規模林地開発、県の指導は



計画では2段だが、実際には4段ある
計画では池は2つだが、実際には1つ

これまで地元の方は、大雨が降るたびに、
現場の写真を撮り、状況報告を県の管轄で
ある中部林業事務所と地域環境保全課に、
計画書と照らし合わせ、ことあるごとに、
千葉県への指導状況、事業者の開発行為の進
捗状況を確認し、具体的に改善を図るよう、
問題提起をしていました。そして、太陽光
発電設置をせずに植林を始めたことから、
“もしかして、再生土を入れるだけいれて、
山にもどりたいと考えているのでは。
それでは入れ得た、計画より小さな調整池
で、現在は大雨であふれ、農道も穴をあけ
被害がでている”と悲痛な思いをしています。
今回、田中は、森林の有
する土地に関する災害の防
止または水害の防止の機能
は維持できるよう改善でき
たのか、木更津市の把握状
況を質問しました。
(詳細裏面参照)



池が2つある図面

2018年の台風24号のあと、市原市の
再生土の埋め立てで大規模な土砂崩れがあ
ったため、千葉県は62ヶ所の緊急点検を行
いました。市内でリストにあがった3ヶ所
を、翌年1月25日に建設経済常任委員会で
現地調査をしていました。その中でも、太
陽光発電施設設置のために、再生土を搬入
していた上烏田1件については、計画と乖
離があり、議会から市へ、市は県へ質問を
出し、回答を得ていましたが、どれも、こ
れから指導するという内容でした。

中途半端で終わらせない 上烏田の小規模林地開発行為

問 山に戻すといっても再生土です。
それも、計画より多く入れすぎた
再生土です。現状で開発行為を放
棄することは、山に戻すというこ
とにはなりません。林地開発の視
点の4つの項目「災害の防止、水害
の防止、水の確保、環境保全の視
点」また、防災の面からみて、市の
見解は。

答 事業者から提出された計画とは異
なり、搬入土量、盛土の高さなど、
計画どおりに施工がされていない
状況であり、仮に本市の残土条例
を適用したとしても、県と同様に、
事業者に対し計画どおり是正する
よう指導することになる。

また、計画どおりに施工されて
いないということは、構造基準を
満たさず、土砂崩れなどの災害を
引き起こす可能性もあり、現在の
状態のまま植樹しても森林復旧
とはいえないことから、本市とし
ても安全性が確保されるための適
切な指導を引き続き行っていくよ
う、市から県へ強く申し入れをし
ていきたいと考えています。






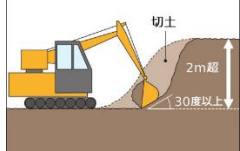
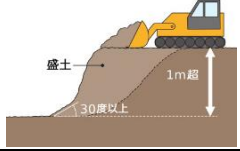
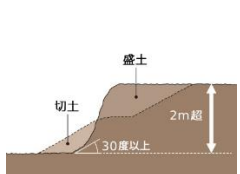

9月議会質問を終え、伝えたいこと



上烏田の小規模林地開発行為 県の行政指導の現状を市が確認

	2019年1月 県に質問提出	回答要旨	今回、市が県に現状確認
Q1	埋立て完了後の土地利用方法はソーラー発電施設の設置であったが、なぜ埋立て事業区域全面に植樹を行っているのか？	計画どおりに是正するよう指導している。引き続き指導を行う。	県への相談及び報告なく、事業者が独自の判断で植樹をした。現在、土地所有者に対し、今後の土地利用方針を提案するよう指導。なお、事業者により植樹された木は生育せず枯れた。
Q2	植樹は誰の判断や指示で行っているのか？その経緯・経過は？	事業者の説明を求めているが、明確な説明がない。引き続き指導を行う。	
Q3	事業計画では、沈殿池及び浸透池をそれぞれ造成することになっているが、現状では池が1つしかない。今後、事業計画どおり、造成する予定か？	まずは、計画と異なる現状を、計画通りに是正するよう指導。	現在、土地所有者に、今後の土地利用方針を提案するよう指導しており、その方針次第で池の造成の指導内容が決定する
Q4	事業区域内の雨水はすべて池にいくようにスロープは「おわん型」にすべきでは。	スロープは計画にない。計画どおりに是正するよう継続した指導する。	スロープや崩落箇所及びクラックの補修作業は、県の是正指導により、終了したことを確認している。
Q5	このスロープがあることによって、既存の池に流入すべき雨水は、北側隣地へ流出してしまうのではないか。		
Q6	事業区域西側の斜面において、崩落が2箇所発生しているが、現状を把握しているのか？また、これに対する是正工事を行う予定はあるのか？	現地の確認は行っているが、崩落箇所やクラックを含め、当該現場全体の危険性については、詳細な測量等の調査が必要となる。 まずは事業者に対し、計画と現状が異なることについても説明を求め、引き続き指導を行う。	
Q7	既存の池の北側にクラック（ひび割れ）が生じているが、現状を把握しているのか。これにより、崩れた土砂が池に流れ込み、池が埋まってしまう可能性はないのか。		
Q8	埋立て完了後の土地利用方法、池の設置数および計画平面図にない3段目、4段目の造成等、計画どおりに施工されていないが、県への変更手続き等は行なわれているのか。	現時点における計画書とは異なる状況であり、小規模林地開発行為変更届をはじめ、関係書類が提出されていない。事業者に対し、説明を求め指導を行う。	事業者から変更申請書は提出されていない。現在、土地所有者に対し、過搬入の再生土の購入実績を提出するように求めている。過搬入となった経緯を説明した上で、安全性を確保し、計画どおりに是正するよう指導している。
Q9	上記の変更等に伴い、事業計画上の盛り土量 31,593 m ³ は計画どおりであるのか。	まずは、計画どおりに施行するよう是正に向けた指導を行う。	

宅地造成工事規制区域内の土地の工事は市の許可が必要

① 切土で、高さが2mを超える崖（30度以上の斜面）を生ずる工事		④ 切土、盛土で生じる崖の高さに関係なく、宅地造成面積が500m ² を超える工事。また高さ2mを超える擁壁や排水施設の除却（取り壊すこと）を行うときも届け出が必要。
② 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずる工事		
③ 切土と盛土を同時に行うとき、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずる工事		

議会質問を終えて

田中のりこ

宅地造成工事規制区域の地図は千葉県の上野、ほたる野、請西東、請西南もなく、市独自で見やすく作り直してもらいました。

熱海のような災害が起きたとき、当時、市や県はどのような行政指導をしていたのかわかるように、宅地造成等規制法関連は最長の30年ですが、伐採届は1年から10年に変更。残土条例関連は5年ですが今後変更を検討します。

「おやっ」と思ったら、市が把握しているか問い合わせましょう。

▶庁内連携している課

都市政策課 23-8697
まち美化推進課 36-1133
農林水産課 23-8453